

## 豊中市教育委員会表彰規則

教育委員会規則第23号

豊中市教育委員会表彰規程（昭和28年豊中市教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、別に定めのあるもののほか、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う表彰（以下「教育表彰」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（児童生徒表彰）

第2条 小学校，中学校，高等学校又は特別支援学校（以下「学校」という。）に在籍する児童生徒個人（市民に限る。）又は市内の学校に在籍する児童生徒で構成する団体であつて、顕著な成績を収め、又は他の模範となる行為をしたものがあるときは、教育委員会はこれを表彰することができる。

（教育功労者表彰）

第3条 市内に在住し、又は市内に所在する団体等に所属する個人であつて、本市の教育の振興等について功労があつたものがあるときは、教育委員会はこれを表彰することができる。

（青少年指導者表彰）

第4条 市内の青少年団体の青少年たる指導者個人であつて、その活動に尽力し、今後とも活躍が期待されるものがあるときは、教育委員会はこれを表彰することができる。

（特別表彰）

第5条 前3条に定めるもののほか、顕著な功績があつた個人又は団体があるときは、教育委員会はこれを表彰することができる。

（選定）

第6条 第2条から前条までの規定による教育表彰の候補者の選定は、豊中市教育委員会表彰審査会（以下「審査会」という。）を設置してこれを行う。

2 前項に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、豊中市教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

（表彰の時期）

第7条 教育表彰は、毎年5月3日に行うものとする。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条及び第5条の規定による教育表彰については、随時これを行うことができる。

（細目）

第8条 前各条に定めるもののほか、教育表彰について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。